

【論 文】

戦国期「由井」の政治的位置

齋 藤 慎 一*

目 次

はじめに

1 北条氏照の滝山入城

2 由井の構成要素

3 由井と浄福寺城

4 由井と氏照

結語

キーワード 由井 北条氏照 滝山城 大石氏 案下通 浄福寺城 空間

はじめに

16世紀の武蔵国南部（東京都域）には東西2ヶ所に都市が存在した。東は江戸を中心とした地域であり、西は「八王子」¹⁾である。この「八王子」の場合、戦国大名後北条氏の領国においては北条氏照が滝山城・八王子城の城主として、また北条氏照以前は大石氏が本拠を構えて、領を形成していた。小稿はこの大石氏の時代から北条氏照初期にいたるまでの「八王子」空間の分析を目的とする。

分析の視角として、第一に北条氏照の大石氏継承・滝山城入城の問題がある。通説では、氏照は天文7年（1538）に大石定久の養子となり、滝山城の城主になったとされる。この年次について再検討が必要であると考えている。

滝山城入城について、下山治久は天文23年（1554）から永禄2年（1559）の準備期間を経て、由井領における虎朱印状の終見である弘治3年（1557）から「如意成就」印文書が発給された永禄2年に北条氏照は滝山城に入城したとする²⁾。基本的にこの下山論文は継承され、加藤哲は大石・三田領の接収を視角として八王子領成立を論じた³⁾。さらに同氏は北条氏綱の南武蔵進出について政治史的に検討を加え、氏照の滝山城入城について、長尾景虎（上杉謙信）⁴⁾来襲の際に氏照の滝山入城の痕跡がないこと、及び大江文書の2点を根拠として、永禄4年（1561）7

*当館学芸員

月～翌5年5月として、年代をやや下げた⁵⁾。この分析が現在の達成となっている。再検討とはこの年代設定の可否である。

次に、都市空間の問題である。土井義夫は一連の研究で、八王子城と八王子城下の町場についての考察を基点として、中世八日市場の存在を発掘した。そしてこの由井八日市場の空間を復原し、同所が八王子城の城下に取り込まれたと指摘した⁶⁾。鎌倉期以来の由井本郷の地に、八王子城に先行する都市が存在したことを明らかにしたのである。土井論文を継承し、由井八日市場を含む由井の八王子城以前について、「八王子」における位置づけを模索することが第二の分析視角である。

第三番目であるが、大石氏の本拠の問題である。通説では高月城（八王子市）から滝山城へと移り変わったとされている。この説は「木曾大石氏系図」・『新編武蔵風土記稿』などの近世文献を根拠としている。

このうち、「木曾大石氏系図」については研究が蓄積された。まず、村野廣子が軍記物等の記録に見える大石氏の考察を通して、「木曾大石氏系図」の疑問に初めて触れた⁷⁾。その後岩崎学が文書整理から大石信重・憲重の動向を分析し、系図の史料的問題を論じた。系図の信重は聖賢・道守の二代の事績を凝縮して作成されたこと。石見守道伯と憲重は別人であること。さらには聖賢・道守と道伯・憲重の家系は別系統であること等を分析して、史料批判を深化させた⁸⁾。

これらの蓄積を経て、大石氏の研究を重ねた湯山学は「木曾大石氏系図」の史料性に疑問を呈し、各世代の検討を行った。結論として「系図」は大石氏を考察する史料として適切でないと評価した⁹⁾。

以上から、大石氏研究は「木曾大石氏系図」に基づかずに、再度点検し直す必要性が生まれたことになる。その事項の一つに通説となっている大石氏の本拠の変遷がある。大石氏の本拠は高月から滝山へと変わったとされるが、批判的に通説を受けとめた際、後述するごとく、『新編武蔵風土記稿』の記事にも混乱あることが明らかになる。この変遷論も再点検を要するのは間違いなからう。

以上の三点を視角として、16世紀初頭から中頃に至るまでの「八王子」の都市について分析する。

1 北条氏照の滝山入城

(1) 滝山の初見

まず、視角に第一番目に示した滝山入城時期の再検討である。最初に古文書での滝山の初見を次の史料に確認したい。

【史料1】 北条氏照印判状¹⁰⁾

(埼玉県所沢市・入間市)

宮寺郷志村分卯歳御検知之上、改_冊被定置御年貢之辻、

五拾貳貫八百十六文 本増之高辻

此内

貳貫文	宿屋敷
一貫四百卅二文	社領
五百文	定使給
六貫文	夫錢一疋一人之分ニ引
貳貫文	同郡代夫
此外 四貫文	<input type="text"/>
五貫文	百姓堪忍分
拾貳貫文	<input type="text"/> 辻

以上廿八貫九百卅二文

廿三貫八百八十四文 滝山御蔵江可納申辻

此内

拾二貫文	本年貢
拾壹貫八百八十四文	卯増

以上

合貳拾三貫八百八十四文

(永禄10年 1567)

卯

九月十七日

(印文「如意成就」)

志村分
代官

検地により、宮寺郷志村分の総年貢高を確定し、「滝山御蔵」に納入する高を、北条氏照の「如意成就」印で明示した史料である。明らかに滝山が本年貢の収納先になっており、北条氏照が城主となっている滝山城の存在が確認できる。

しかし、年次が永禄10年（1567）とされており、永禄4年（1561）7月～翌5年5月とする加藤説に若干の違和感を覚える。

次の史料は由井郷大幡の宝生寺の移転に関する古文書である。

【史料2】 北条氏照判物¹¹⁾

(東京都八王子市)

大幡宝生寺新造之伽藍、滝山へ被相移候、門葉之各住寺令同意造畢、可取持、或対住寺纒成儀、以当座遺恨之由与申、或仮俗縁之権柄、募旦那之威勢、彼寺家_江令無沙汰者不取合理非、可被払御分国、既本寺之栄輝、令傍見儀、罪科不輕故者也、仍状如件、

(1567)
永禄十年_卯丁霜月十二日

氏照（花押）

宝生寺

この宝生寺は、応永34年（1427）8月17日円福寺大般若經奥書写に「由井郷大幡観音堂号宝生寺¹²⁾」と見ることができ、15世紀前半にはすでに「由井郷大幡」に存在したことが確認され、その場所は現在の宝生寺の地と考えられている。この古刹が滝山城下に移転したことを示すのが本史料である。冒頭に末寺同意の上に大幡宝生寺が滝山に移転して、新伽藍を構えたことが明示されている。しかし、この移転には寺家内で抵抗が強く存在したことが文意から読みとれ、多分に滝山城と宝生寺との相対的な関係の中で移転が行われたことが推測される。

そして、移転先の滝山を主体として移転を評価するならば、移転場所の詳細は不明であるが、城下を構成する一寺院の移転であるため、滝山の城下整備を想定することが可能である。少なくとも本史料に先行するさほど遠くない時期に滝山城下の整備が行われていたと考えることができることになる。

以上の2点は永禄10年の文書であるが、片方は初見文書であり、今一方は城下整備を物語る史料である。この2点は滝山城の成立が永禄10年を遡ることさほど古くない時点であったことを示唆しているのではなかろうか。

(2) 越山と滝山城

そこで、次に上杉謙信の越山の状況を検討してみたい。先に加藤哲が永禄4年（1561）の上杉謙信の越山の折、氏照の滝山城入城の痕跡がないと述べていることを紹介した¹³⁾。加藤は大石氏の本城は滝山城であるとの認識に立っていると思われるが、この指摘は重要である。事実、来襲時に氏照が滝山城に入城した痕跡はない。とするならば、従来大石氏及び北条氏照の本城としてきた滝山城の、この時点での機能を再検討する必要も生じてくるのではなかろうか。

次の史料は滝山の空間構成の一端を示している。

【史料3】新編武蔵風土記稿 卷之百六 多磨郡之十八 ○平村¹⁴⁾

渡津 古渡 多磨川にあり、昔北条氏照が領せし比は、この所小田原より川越への往還にかゝりて、この渡もその往還の内なり、

現在の八王子市街地から国道16号線を北に進むと、多摩川の手前で左入の交差点に至る。左入を左折すると旧の滝山城下となる。この交差点から北に進み、多摩川の段丘に至ると、現在の国道は左折して、拝島橋に至る。一方、古道は丘陵上を右折して丘陵を下り、多摩川右岸の大字平（八王子市）に至る。この場所の対岸が大神（昭島市）に当たる。引用する渡津はこの大神一平間に相当する。大神に渡河すると多摩川の流れに沿って街道は二手に分かれ、左折して勝沼・鉢形・上野国方面、右折して武蔵府中方面へ至る。この渡河点は交通の要所に当たる。

永禄7年（1564）8月6日小田氏治書状に「去月廿六日氏康者、号大神所迄出陣、洪水故、于今進陣無之間、（中略）漸水も落足=候間、可為進陣候、¹⁵⁾とみえ、大神が交通上の要所であったことが窺える。文意は小田原より岩槻への進陣に際して、洪水の影響を受け、大神で足止めされたことを報じている。恐らくは洪水の状況の詳細を把握した上で、どの街道を選択するか判

断するために留まっていたと推測され、小田原からという地理関係を踏まえれば、平の渡を渡河した地点が大神であり、同所が街道の分岐点に当たったことにより、同所で進軍を止めたと考えられる。

また八王子から当麻を経て小田原に至る街道は利用頻度も高いようで、後北条領国の重要幹線であった。つまり後北条領国の幹線街道沿いに平の渡が位置していたのである。詳述は避けるが、滝山城は北面を多摩川に接し、城下域の東端に平の渡を位置付けている。まさに多摩川の渡河点を抑える位置に滝山城は築かれていたのである。すなわち領国の南北交通の要地に滝山城は位置していたことになる。

上杉謙信は小田原攻めに際して、この道筋を通過したと考えられる。以下の史料は通過の推測をより確かなものとする。

【史料4】北条氏照朱印状写¹⁶⁾

由木上下之強人相談、敵動付而之出合可討留、万乙忠信申者^[者カ]ニハ、随望恩賞可被下、此旨各ニ為申聞、可相稼者也、仍如件、

(永禄4年 1561)

西

正月廿一日

(印文「如意成就」)

横地奉

小田野源太左衛門尉殿

写のため、多分に不安な点を残すものの、由木は八王子市由木にあたり、宛所の小田野氏は八王子市西寺方町に小田野の地名が残り、この地と関連が推測される。上杉謙信の通過に先立って、氏照が領内通過を想定し、対策を施していることが窺える。

同様に「八王子」近隣の各所に制札等が出されていることも下記のように確認される。

表1の史料に見るように、北条氏照のみならず上杉謙信もこの地域に文書を発給しており、

表1 「八王子」に関連する上杉謙信越山関係文書

年月日	文書名	所蔵	出典
永禄三年十二月廿一日	北条氏照朱印状	落合文書	八王子城主・北条氏照 3
永禄三年十二月廿八日	北条氏康判物	薬王院文書	「北条氏照と八王子城」図録
永禄四年 二月 晦日	太田資正制札	薬王院文書	埼玉県史296
永禄四年 二月 晦日	太田資正制札	薬王院文書	埼玉県史297
永禄四年 二月 日	長尾景虎制札	薬王院文書	新潟県史4028
永禄四年 二月 日	長尾景虎制札	薬王院文書	新潟県史4029
(永禄四年)三月 二日	北条氏照判物	薬王院文書	八王子城主・北条氏照 5
(永禄四年)三月 三日	北条氏照書状	加藤文書	福生市史120
永禄四年 三月 六日	北条氏照奉行人連署制札写	宮田文書	八王子城主・北条氏照 8
永禄四年 三月 六日	北条氏照奉行人連署制札	石川文書	八王子城主・北条氏照 9
(永禄四年カ)三月廿日	北条家朱印状写	集古文書	戦国遺文684

上杉謙信の小田原攻めに際して「八王子」には著しい緊張状態が創出されていたことが確認される。

上杉謙信は3月3日以前には相模国当麻（神奈川県相模原市）に到達している¹⁸⁾。当麻と「八王子」近隣は小田原への経路として同一線上に位置し、恐らくは2月下旬に「八王子」を通過したものと思われる。

滝山の空間構成、制札等の文書発給状況等々、いずれもが永禄4年の越山に際して、上杉謙信が滝山城付近を通過したことを示唆している。にもかかわらず、滝山城の存在が確認されず、同城が機能していたことを疑わせしめる状況にある。

滝山城が実際に機能していたかどうか疑問視することは、この時点に留まるものではない。最初の上杉謙信越山の事後処理として後北条氏は、上杉方となった柚保（現在の青梅市周辺）の領主三田氏の討伐を行う。次の史料はその際のものである。

【史料5】 武田信玄書状¹⁹⁾
(長野県飯山市)

如来意、今度上蔵落居、此次而向越府雖可成動候、賀州・越中兩國之大坂門徒衆、当月十六・七之間、越後へ乱入之由候条、其砌当手も為可成動、此度延引、

一、敵三田之内築新地之由候、然者、氏康由井在陣、敵味方之間、隔三十里之様ニ聞届候処ニ、無行徒ニ在陣、如何様之備候哉、幸其方滞留候条、風聞之分可有注進候、

一、其方于今由井在陣、如何様之仕合候哉、不審之条々、以早飛脚、可被申越候、恐々謹言、

(永禄4年 1561)

七月十日

信玄（花押影）

(信衆)
加藤丹後守殿

後北条氏による討伐に際して、三田氏側は新城を築いたとしている。これに対して、北条氏康は由井に在陣し、三十里ほどを隔てて対陣していた、と武田信玄は把握している。この由井の陣には信玄が派遣した加藤丹後守も在陣していたことが確認される。柚保と由井で対陣しているのであるが、この時に滝山城の存在は見えない。渡河点や多摩川を前面に抱き、交通上の要地である滝山城の位置こそ三田攻めの重要拠点であるにもかかわらず、北条氏康はより遠い場所である由井に在陣しているのである。滝山城の機能がこの時点でも疑われるのである。

最初の越山から1年後、再度、上杉謙信の越山に北条氏照は脅かされる。

【史料5】北条氏照書状²⁰⁾

(景虎 上杉謙信)
去四日御注進状、同六日到着、然者、長尾弾正少弼向其地雖相動候、御備堅固故、無其功退散、誠以拙者一身満足候、

一自小田原之返札両通進置之候、一此度其地へ敵取懸候処、後詰送候、心安之由蒙仰候、
 近比無御企之儀候、雖然、敵向其地相働之由、從忍申□間、翌日後詰之有躰、成下申合可致之由存、柚谷へ相移候、然者、甲州衆も小山田・加藤半途へ雖打出、敵退散之間被打□候、一氏康ニ其地敵詰陣ニ仕候而者、以夜続日可申廻候、河越へ打出、厩橋へ可及後詰

由、雖被申越候、隔堀和田川陣取之由候間、出馬遅々之処^二、敵敗北無是非候、努々非無沙汰候、

(中略)

(永禄5年 1562) 源三
三月十四日 氏照 (花押)
天徳寺
参机下

天徳寺佐野房綱に状況を報じた文書の一部である。この書状の中で、上杉謙信が佐野を攻めると忍から連絡があったので、佐野への後詰めのために、そして忍城主成田長泰と申し合わせるために氏照自身が杣谷に移ったと報じている。杣谷とは現在の青梅市付近に当たり具体的には勝沼城を指すと考えられる。佐野（栃木県佐野市・田沼町）・忍（埼玉県行田市）と杣谷の三者間を考えたとき、滝山から指呼の間である杣谷に移ったことが氏照の後詰めの表現であると解するには余りにも移動距離が少なく、疑問を抱かざるを得ない。滝山を基点として後詰めに陣出したとすることに疑問を抱かざるを得ないのである。

以上、加藤の指摘に導かれて、滝山城について検討してきた。加藤は永禄4年（1561）7月～翌5年5月に北条氏照が滝山城に入城したとしたが、この時点になっても同城が機能していたと考えることは難しいと指摘してきた。このことは同時に氏照入城以前に大石家が滝山城を本城としていたとする通説に再検討を迫るものでもある。

そこで次の課題となるのが【史料5】に見た「由井」である。この上杉謙信越山から三田領併合にいたるまでの一連の事態の結末について、武田信玄は小山田氏に「就由井筋之義、自氏康之書状披見、其以後彼口無事候哉、聞届度候、²¹⁾」と申し送っている。「由井筋」「彼口」と表現しており、北条氏康が本陣とした「由井」が意味を持っていることが窺われる。この地域の中心的な地として「由井」が存在することを示唆するものとする。

2 由井の構成要素

中世由井郷は鎌倉時代より存在を確認でき、江戸時代の寺方村、上・下壺分方村、式分方村一帯の広域に比定されている。土井義夫はこの広がりの中で「一筋の街道に沿って区画された大楽寺」が「諏訪神社を真中に、東はずれに住吉神社、西はずれに日吉山王社」という空間構成をとることに注目し、「由井八日市」をこの地に想定した。

現在この地域を貫通する街道は陣馬街道の名で親しまれており、八王子市街地の追分で甲州街道と分かれ、中世由井郷を通り抜け、和田峠を経て甲斐国に至っている。この街道は中世では「案下通」と呼ばれたようで、武・甲間の重要幹線であったことは間違いない。

【史料6】²²⁾ 北条氏忠過所

^(山梨県都留郡) 川口之御師浄坊、為旦那廻、^(武蔵国) 武州へ通候、役所無相違可通馬壺疋三人也、仍如件、

(天正10年 1582)
九月廿日

(北条)
氏忠 (花押)

案下通
諸役所中

この史料は甲斐国より武蔵国への道筋が案下通であり、かつ交通の監視をする「諸役所」が案下通の武蔵国側に設けられていたことを示している。つまり、由井郷は武・甲間交通に関連を持って存在していたことになる。先述の史料において武田信玄が「由井筋」「彼口」と表現したこともあるいはこの点と関わるかもしれない。

そして、戦国期には「由井」の地名が散見する。先の【史料5】では由井が陣所にされていた。交通の要所である上に、軍事的な機能をも担っていたことになる。

由井の軍事的な機能としては次の2点の史料が注目される。

【史料7】 北条氏政書状写²³⁾

駿州へ信玄出張=付而、乗向候、然間為由井之留守居、(茨城県五霞町)栗橋衆召寄度候、彼動之間、栗橋之留守居頼入候、委細源三可申候、恐々謹言、
(永禄12年 1569)
七月朔日 氏政 (花押)

野田殿

【史料8】 北条氏照書状写²⁴⁾

其以後者、遙々不申達候、然者駿州之内富士屋敷へ信玄取懸被相攻候、悪地誠=雖屋敷同前之地=候、城衆堅固=相拘、敵二千余人手負・死人仕出候、依之自身氏政出馬、無二可被遂一戦兵談候、然間方々=被指置人数、手元へ悉被召寄候、愚拙人数之事も払而召連候、以栗橋衆当地留守居可申付旨被申付候、彼地之事、動中御移可有之由氏政被申候、御同意可為簡要候、委細山本口上=申含候、恐々謹言、

(永禄12年 1569)
七月四日

源三
氏照 (花押影)

右馬助殿 御宿所

両通とも、永禄12年に武田信玄が伊豆・駿河国に出陣したことに関連した文書である。この出兵に対応して北条氏政及び氏照は駿河国に出陣する。そこで武・甲間国境の警備が重要となる。【史料7】においてはこの警備を「由井之留守居」と称し、栗橋衆が当てられることが明示されている。この書状の末尾には「委細源三可申候」と書き加えられており、これに対応するのが【史料8】という関係になる。【史料8】では氏照自身も出馬するため、氏政より「以栗橋衆当地留守居可申付旨」命じられたとあり、先の【史料7】と対応している。すなわち、当初は氏照自身が「由井之留守居」に相当する任に当たっていたが、氏照が出馬するために栗橋衆が「由井之留守居」をするようにと氏政が命じたことが判明する。

この「由井之留守居」の対象となる施設は、武・甲国境の緊張に伴う施設であり、当初は氏照自身が、そして後には軍事的に編成された「衆」が詰めることから、城館であることは間違

いない。すなわち由井には国境地帯における大名間戦争を想定した城館＝由井城が存在したことを示している。さらにはこの由井城は【史料6】にみた「案下通諸役所中」のうちの一つの役所に当たる施設と考えてまず間違いなからう。

3 由井と浄福寺城

(1) 大石氏と浄福寺城

文献資料から由井城の存在を確認した時、その実態をどこに比定するかが問題となる。当該地域で先述の規定に該当する城館としてはまず八王子城の存在があげられようが、永禄12年(1569)という年次および案下通との関連から無理がある²⁵⁾と考える。とすれば、遺跡名称で「浄福寺城」と呼称される城館が次の候補として挙げられる。

【史料9】新編武蔵風土記稿 卷之百四 多磨郡之十六 ○下恩方村

寺院 浄福寺 境内除地、一万千三百九十一坪半、松嶽にあり、千手山普門院と号す、真義真言宗にて、横見郡御所村息障院の末なり、開山を広恵大師と云、

(中略)

大永年中木曾義仲の苗裔、大石源左衛門尉入道道俊と云もの当所に居城を構へし此、継嗣あらざることを深く痛み、この像に一男を設んことを祈りしほどに、果して一子を産す、是源四郎憲重也、後に石見守と改名せり、かゝる靈験を得て、道俊感喜之余り、そこばくの田地を寄附して、信心いよいよ深かりしとなり、然るに大永四年十二月十四日の夜、上杉憲政襲ひ来りて城郭を放火せし時、堂塔僧坊も片時の間に烏有となれり、大石父子は利を失ひて相州小田原なる北条氏康に投げけるが、翌年二月中旬氏康が羽翼によりて、再び当所に帰り来りて、同舎以下をも造立せり、然るにこの地狭隘にして、戦争の利よろしからざるまゝに、大石父子は更に地をえらみて、滝山に城をとり立て移り住せり、天文・永禄年間の記録に滝山城といへるは是なり、昔の城跡は本堂の後背、上り四丁余にあり、礎石・升形・本丸・外郭等の跡、今尚まのあたり存せり、

『新編武蔵風土記稿』には大永年間に大石道俊が居城として使用していたが、後に滝山城に移ったと記述されている。大石定久とせず「大石源左衛門尉入道道俊」と記している点、子息を「源四郎憲重」としている点は他の古文書に比して肯定できる点があり、また高月城から滝山城への変遷という通説と異なる記述を含むなど、示唆的な点を含む資料である。他事はさておき、浄福寺城が大石氏の居城であったとする点にのみ着目してみたい。

この浄福寺城大石氏居城説の立場に立ってみると、当該城の周辺には大石道俊関係寺社が多いことに気づく。『新編武蔵風土記稿』記載を中心に大石氏関係寺社を列举してみると以下の表2の通りである(「」は『新編武蔵風土記稿』からの引用を示す)。



図1 浄福寺城付近図

* 国土地理院発行数値地図 25000「東京」に加筆して作成した。

大石氏に関連する記載はないが、【史料2】の宝生寺も近隣に当たり、注意する必要がある。表中で皎月院・浄福寺・心源院・城光院は明確に道俊・憲重関連の寺院であり、これらを含む表記載の寺社が浄福寺城付近に確認されることは注目して良い。特に、古文書に見ることができる「道俊」の名が確認されることは、通説が「定久」の名を重視することに比して、興味深

表2 「新編武蔵風土記稿」所載大石氏関連寺社

卷之104 多磨郡16 ○上恩方村	
熊野社	天文22年8月19日 大石道俊判物を記載する。 八王子市上恩方町上案下。背後の本宮山に旧在。
住吉社	「本地十一面観音木の坐像、長五寸許、裏に大永八年八月しつきと記せり、此像常には別当東福院に置く、」とある。大石氏との関係は明確ではないものの同時代の記載である。
皎月院	「開基は皎月院英岩道俊と云ふ、これ滝山城主大石源左衛門尉定久が法諱なり、」と記載。
卷之104 多磨郡16 ○下恩方村	
浄福寺	【史料9】に引用。 『武蔵史料銘記集』に浄福寺棟札銘が所載。 観音堂内厨子（東京都指定文化財）は室町時代末期。
心源院	「開基は大石遠江守にて、法諱を英岩道俊といふ則石見守憲重が父にて、始め源左衛門と称せし人なり、」
城光院	「開基大石源四郎憲重、法諱は浄光院殿月峯恵輪大禅定門、没年詳ならず、」八王子市下恩方町松竹に旧在。
卷之104 多磨郡17 ○山入村	
乾農寺	「開基滝山城主大石遠江守、法名甲久院草原栄種居士、卒年詳ならず、」八王子市美山町に所在。永禄年間創建とも伝える。

い。

また、更に注目したい点として、武蔵国の刀工である下原鍛冶の存在がある。初期の下原鍛

治について後藤安孝は「康重家文書に『武州多摩郡下恩方村^{へんな}辺名』に居住し、その後下原に移ったとあるが、辺名と下原は隣接の地で、辺名には金山神社はあるが刀工遺跡としての鉄滓が発見されていない。下原の地は高月城、滝山城のいわゆる城下町でなく、大石道俊が別城としていた『浄福寺城（新城）^{にいじょう}』の城下にあたる。」と述べ、さらに「下原鍛冶は、大石道俊・憲重父子が上杉管領家に属して浄福寺城に拠っていた大永年間に下原の地に居住したと考える。その後大石氏の動向のなかで初代周重の『周』は、大石綱周の一字を受けたものであろう。」と指摘している。²⁷⁾ 浄福寺城と大石氏の関連を考える上で重要な視点を提供している。

浄福寺城・関連寺院・下原鍛冶、これらの事項を総括するならば、近世地誌の記述には立脚してはいるものの、16世紀前半の浄福寺城周辺に都市的な様相を想定することが可能であろう。問題はその後北条氏照治下の「由井」との連続の確認ということになる。

以上のように、「由井」は武・甲間交通の重要地点であり、軍事上の要所でもあった。そのため後北条氏は由井城を構えていたことが確認された。この由井城は現在残る城館から比定した場合、浄福寺城である可能性が極めて高い。さらに浄福寺城は『新編武蔵風土記稿』の記載によると大石道俊の居城であり、かつ同書は周辺に大石氏関連の寺院が数多く存在することを掲載している。加えて大石氏と関連がある下原鍛冶も浄福寺城下に拠点を構えていた。高月城―滝山城移動説を再検討する時、浄福寺城と大石氏に注目する必要があることは明らかであろう。

(2) 浄福寺城の構造

由井城が浄福寺城であるかどうか、そして大石氏と浄福寺城との関連を確定するため、城館の構造を分析することが必要となる。発掘調査の履歴はないが、現状においても遺構がよく観察されることから、遺構観察による構造分析を行うこととする。

浄福寺城は陣馬街道（案下通）が平野部から山地にかかる地点にある。山城の北を小津川が、南を北浅川が流れる。西の武甲国境から続く尾根が平野で途切れる直前の標高356.4mの山頂を選地している。比較的細い尾根が分岐する山に、広域にわたって築かれている山城である。名称は浄福寺城のほか、千手山城・松竹城・案下城・恩方城などさまざまに呼称されている。

『日本城郭体系』²⁸⁾には簡略な図が掲載され、概要が述べられているが、この後に構造分析を進めたのは倉員保海²⁹⁾である。倉員は浄福寺城の遺構は、従来より東南方向に広がることを確認し、浄福寺からの「本丸直登ルート」が大手道であることを否定し、川原宿からの登城路を想定した。また北条段階では八王子城の支城であるが、叙述では明言はしていないものの大石氏段階では拠点的な城館であった可能性を模索している。浄福寺城の理解について、興味深い示唆を行った点は評価できよう。

さらに八巻孝夫は浄福寺城の縄張図を作成して、浄福寺城の構造についての理解を一段と引き上げた。³⁰⁾ 縄張研究による浄福寺城の研究は一定の到達を見たと言ってよい。また歴史的には大石氏段階で「甲斐に通じる古案下道の確保」を指摘しており、天正10年以降の八王子城支城

として再度の取り立てという2段階を提案した。大石氏段階の指摘は傾聴に値しよう。

しかし、八巻は倉員の指摘した大手道の問題については触れることはなく、全体的な評価について「この城の特徴は、曲輪をほとんどとらず、防御線のみをとろうとしていることがあげられよう。これは、この城が純軍事的な存在で、居住などをそれほど考慮していなかったため

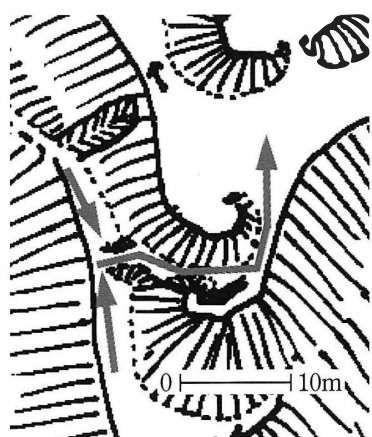


図2 主郭南虎口

と思われる。全く機能専一の城で、八王子城の出丸と考えてもよいほどである。」と結論付け、北条氏照のみならず大石氏段階においても軍事的な支城としての浄福寺城を強調し、倉員が模索した拠点的な城館としての浄福寺城という視点を著しく後退させた。

浄福寺城の構造の把握はこの両説当否から始まる。

八巻が指摘するように、城内各所に堀切が普請される。堀切の規模は大きく、進入を阻止する「遮断の堀切」が多く認められる。また連続縦堀・堀切も城内3カ所に見受けられ、軍事的に優れた技法を取り入れた城館であることは肯定できる。



図3 主郭東虎口付近

次に道筋の復原である。主郭から順次見ていきたい。

図2は主郭南の虎口（仮称虎口1）である（矢印は外から内の方向を示す）。この虎口は西側尾根続き及び浄福寺からの登山道と接続している。尾根の西側スロープを上りつつ、90度回転して主郭内にはいる。虎口西端には土塁と壁面に挟まれた地点があり、門の構造物を想定させる。虎口に接する主郭の南端は監視・威嚇の機能をもった櫓台に相当する地点と考えられる。

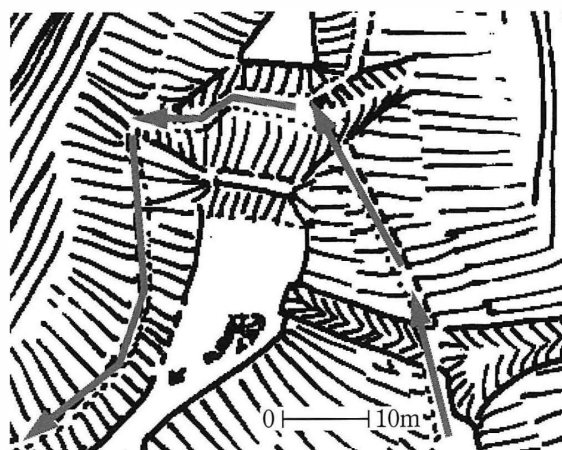


図4 中心部北側付近

西側及び浄福寺につながる道筋では、構造的に明確な虎口はこの主郭南虎口のみである。

主郭にはこのほかに東側にも虎口（仮称虎口2）が存在する（図3参照）。主郭の東端に土塁で囲まれた枡形の空間が存在する。現状の道筋は枡形の空間の東北端から尾根上を降るが、同空間の南側に開口部があり、尾根に沿うように小径が確認される。図3に示した登城路と虎口を復原した。虎口を出た道は九十九折れとなり、堀切に到る。この道筋は主郭東の仮称

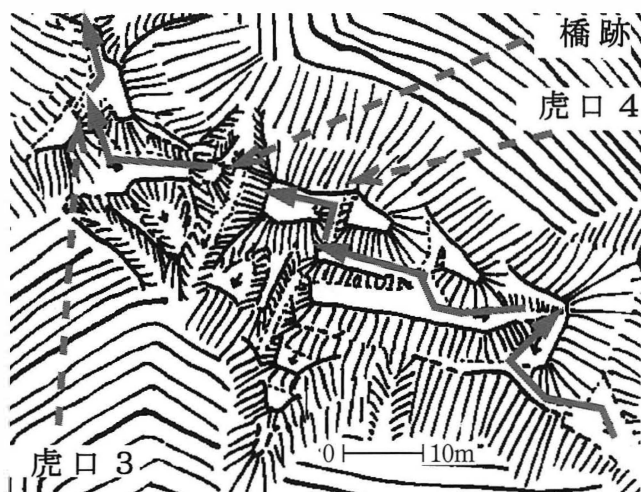


図5 東側尾根付近

虎口2部分を除き明確な道筋となっている。また東北端の堀切も壁が険しく聳え、遮断の堀切と評価できる。

また図中Aの地点の郭(第二郭と仮称)から降る道筋は、浄福寺に続く尾根の東側に隣接する尾根へと降る道筋となっている。当該の尾根を登ってきた場合、中心部に到達した際に山城の中枢部の東側を迂回するように道付けされている。

中心部より図中Aの地点の西側下に到達した道は図4に見るように第2郭を迂回し、北側の堀切底を横断し、山の東側斜面に到る。この道筋はやや不明確な残存状況であるが、図3で確認した道筋及び図5に示す虎口へのアクセスを前提に復原した。したがって第2郭は北東方面の中心的な郭となる。

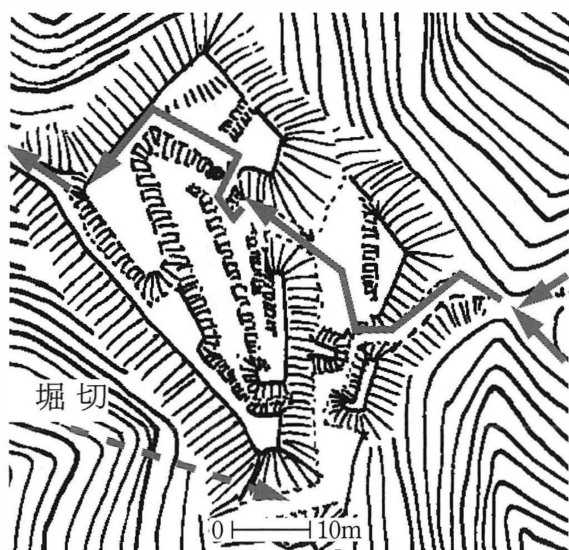


図6 東側虎口の空間付近

図5は図4の道筋に接続する部分で、中心部より東に延びる尾根である。内側から仮称虎口3・橋(木橋)・仮称虎口4を連結させる。道筋は尾根沿いをさらに東へと接続させる。このうち仮称虎口4は二折れする道筋に縦堀・スロープを組み合わせ、一折目と二折目の間には門の構造物を配置したと推定される。遺構の状況から権威を表す門であったことが推定される。

図6は図5の東側にある遺構で堀切が残ることから城館の遺構の一部と判断される。遺構の詳細は不明であるが、規模の大きな虎口の空間と判断される。道筋もやや不明な箇所があるが、現在の道に則して復原した。この空間は城内の他の空間に比べて広い空間を占めていることは注目される。



図7 東山麓付近

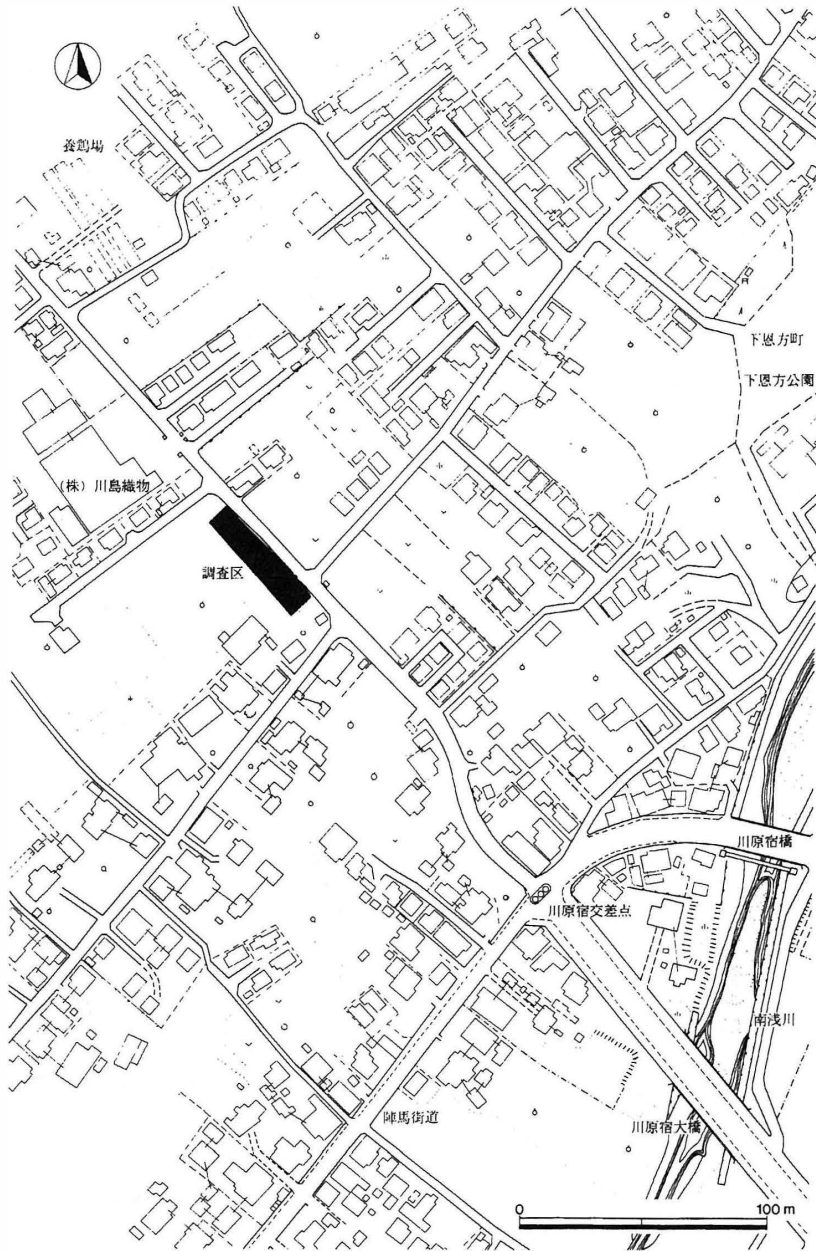


図8 上宿遺跡調査位置図
(*、注32) 書より引用)

また迂回させる道筋の設定など、普請の計画段階で熟考したことが観察される。すなわち図3から図7にいたる道筋こそ大手道にあると判断して間違いはない。

権威を示す門の存在や遺構で山頂から山麓にまで至って確認される大手道の存在、城域の規模などは、浄福寺城が軍事目的のみの存在と評価させることを躊躇させる³¹⁾。

そして、大手筋の東の延長に川原宿が存在することは見落とせない。現状では陣馬街道が通過する川原宿があり、同宿に平行して上宿の街路、そしてその北側に一筋の道筋が東西方向に通る。この3本の道筋は昭和31年撮影の空撮にも確認され、3本の道筋を街路とした城下町の存在が推測される。

この空間をさらに東へと進むと小さな頂部に突き当たり、地形は北と東へという二方向に尾根は分かれる。現在の登山路は東の尾根を降るが、遺構の残存から主たる道筋は北へと続くと判断される。その接続は図7となる。

現状は僅かながら虎口と観察される遺構を含み、道は東北へと続く。山麓近くでは線の短い竖堀と組合わさって、登口を形成している。なおこの地点には戦国期の五輪塔が存在する。

以上、虎口と道筋を中心に遺構を概観した。普請の明確な虎口を持つ道筋は二筋あることが確認され、虎口1の方向は虎口が一カ所のみであることに対して、図3から図7に到る道筋は複数の虎口を連続させる。特に仮称虎口2・4は構造的にも優れた虎口であり、

この浄福寺城下は上宿遺跡と把握される埋蔵文化財包蔵地であり、城下の東端と想定される地点で道路建設に伴う発掘調査が行われている。³²⁾

調査地点は城下三本の道筋が平行する終末点付近で、上宿の街路とその北側の街路の間である。

出土遺物で中世のものとしては端反白磁皿・古瀬戸後期縁釉皿、瀬戸大窯丸皿、常滑甕（11形式）のほか、阿弥陀三尊図像板碑を含む7点の板碑片が出土している。遺物から早ければ15世紀、少なくとも16世紀前半には存在した遺跡であることは確実である。

また、長方形の調査区の長辺に接して上部幅約4 m、下部幅約1 m、深さ約1 mの溝状遺構が検出された。調査所見では、「現時点では構築時期については、中世まで遡る可能性を示唆しつつ、一応近世以降としておきたい。」と慎重に判断しているが、城下の端に当たり【史料9】中の「外郭」と関連する可能性があり興味深い遺構である。

このように城下域の戦国期における痕跡は考古学的に確認されている。

浄福寺城の構造を分析してきたが、概括すると以下のようになる。

虎口が技巧的であり、少なくとも16世紀の遺構であることは間違いない。城内の道筋も明確であり、遮断と通路のメリハリがしっかりとしている。東側山麓を城下としていることが想定され、地域支配を視野においた拠点的な城館と考えられる。全体的に規模も大きく、八巻が指摘するような軍事的な目的のみの城館という性格ではない。また地理的に武甲国境を通過する案下通を押さえる機能を有する城館であり、国境を抑えるということから浄福寺城を活用する権力は、ある程度の広域的な領主であると想定できる。すなわち、構造的には【史料7】の「由井之留守居」に当たる城館であることを否定しないのである。

浄福寺城の遺構の分析は、文献で確認した「由井城」の機能と矛盾する点はない。さらに『新編武蔵風土記稿』で確認した浄福寺城関連の記事をも踏まえれば、他に比較できうる城館が存在しないことから、浄福寺城と「由井城」は同一である可能性が一段と高くなる。

4 由井と氏照

北条氏照治下の由井に「由井城」が存在したことを【史料7】【史料8】から分析した。しかし当該の史料は永禄12年（1569）の史料であり、滝山初見以後の段階である。由井城の位置は滝山城の支城であると言うことは論を待たない。しかし、由井城の存在と浄福寺城の問題をイコールで結んだ際、問題は深化する。浄福寺城という空間と武・甲間の要所である都市「由井」が一致するとした時、少なくとも従来の通説である大石氏本拠変遷説が想定し得なかった地域像が存在することになる。戦国期「由井」の位置を再度捉え直す必要があることは明らかではなからうか。

戦国期「由井」を考える際、『所領役帳』に糸口がある。

【史料10】『小田原衆所領役帳』他国衆³³⁾

(前略)

一	油井領	
	七拾貳貫四百廿三文	久良岐郡 富部臨江寺分
	五拾貫文	小山田庄内 小野地
		東郡 溝上下 今ハ ^(山中) 中山彦四郎
		同 座間
		同 粟飯原四カ村
		同 落合
		武州 小山田之内四ヶ村

(後略)

『所領役帳』所載の油井領（由井領）の記事について、湯山学は由井領は櫛田城（現八王子市櫛田）を本拠とした長井氏の所領を継承しているとし、長井一大石一氏照の継承関係を主張している。しかしこれに先だって加藤哲は氏綱期の南武蔵進出について政治史的に述べ、由井領については役帳記載の由井領は旧来の大石領とは異なった氏照の当初の所領と指摘している³⁴⁾。長井氏本城である櫛田城を山内上杉氏が落城させ、その後十分に維持できないままであったところ、北条早雲が確保したという経緯から考えて、後者が支持されると考えられる。

特に加藤が由井領が大石家本来の領と氏照のいわば持参所領との両者で成り立っていたことに注意を払っていることは重要であろう。『所領役帳』は氏照が既に大石家に入嗣した後の成立であるにもかかわらず、由井領は依然として「他国衆」に編成され、大石家本来の領が含まれていない。このことは、この段階にあっても大石家が一定の自立性を保持していたことを反映していると考えられる。そして、両者全体を由井領と呼称していることは、『所領役帳』の他の領記載の表現から類推して、由井領の中心が由井にあったことの表現であり、大石家本来の領の中心が由井であったと考えることができる。

同様に「由井衆」なる語の存在も史料に確認できる。

【史料11】北条氏照印判状写³⁶⁾

十壹貫五百四十四文	知行之辻
貳人	上下
鐘	壺本長柄
大立物	

以上改而被仰付条々

- 一 竹鑓御法度之事、付、はくおさる鑓御法度之事、
 - 一 二重して策紙可致之、長さ可為六寸七寸事、
 - 一 鑓持歩者にかわ笠きすへき事、
 - 一 道具廿より内之者=為持間敷事、
 - 一 無立物甲、雖軍法=候、由井衆不立者も有之、見合=打而可被捨、於来秋可致大立物事、
- 右、着到知行役候処、毎陣令不足候、無是非候、来秋不足之儀=有之者、知行を可被召上、御断度々重上、於来秋被指置間敷者也、仍如件、

(永禄9年 1566)

寅

(印文「如意成就」)
六月廿一日

来住野大炊助殿

北条氏照が発給した軍役に関わる史料である。本状中に「由井衆」の語を見ることができ、文意から明らかに軍事的に編成された集団である。

以上のように所領単位としての「由井領」、軍事的編成の単位としての「由井衆」を確認した。先に武・甲国境の「由井城」を指摘したが、これらの「由井」の一致は偶然でなく、少なくとも『所領役帳』以前に領域の拠点としての「由井」が存在したことを示している。しかもその地は大石氏領の中心であると推定されることになる。

そこで次の史料に注目したい。

【史料12】 北条家朱印状写³⁷⁾

(ママ) 金子屋敷・桑良屋共免許之事、

一、棟別銭・官銭先方借錢来候事、印判無之而押立・伝馬等之事、

右、川越江送迎之儀、昼夜走廻付、御赦見之御判被下之、

但、三田郡之内万事、雖由井下知可走廻者也、仍如件、

(1563) 永禄六年癸亥卯月八日 大道寺駿河守金奉之^(寶親)

金子大蔵少輔殿

小田原から出された役に関する朱印状の写である。受給者金子氏は現埼玉県入間市付近に所領を持っており、北条氏照領内に属していた。それゆえに小田原からの命令ではなく、「雖由井下知可走廻者也」と記載されている関係になる。問題はこの「由井」の表現であるが、北条氏照を指すことは明らかであるが、従来は名字と考えられていた。確かに時代は下るが(永禄11年)極月24日本庄繁長書状写(「歴代古案」³⁸⁾)では宛所が「由井源三殿」となっており、その可能性はある。

そもそも氏照と由井氏の関係を論じたのは奥野高広³⁹⁾であった。奥野は天野文書の関東下知状⁴⁰⁾の「由比本郷内源三郎屋敷」を由井源三郎とし、北条氏照をその継承者としている。しかし

加藤哲は、氏照は直接に大石氏を継承し、由井の領主になった。故に「由井源三」と呼ばれることがあったとする。そして氏照自身が「由井源三」⁴¹⁾を称したことはなく、また戦国期に由井氏が存在したことそのものが疑問だとしている。⁴²⁾積極的に賛意を示したい。

そもそも奥野が指摘する関東下知状記載の源三郎が、由井姓であるとする根拠はない。また源三氏照が源三郎を名乗ったこともなく、「郎」を付加する根拠は無い。また戦国期八王子に由井氏という在地領主の存在したことは未論証であり、問題とされる由井郷は関東下知状の段階では天野氏の所領であったことは明らかである。従って「由比本郷内源三郎屋敷」と「由井源三」は関連づけることはできず、偶然の一致と判断される。

北条家出身の氏照が大石家を継承し、大石姓を一時的といえども名乗ったのは事実である。その関係に加えて由井家継承を想定したために、初期段階の氏照についての説明に困難が生じた。この研究史の影響が氏照と由井の問題を複雑化させたと考えたい。⁴³⁾

そこで【史料12】中の「由井下知」の由井を地名と考えたい。同様な事例は「鉢形御印判」が挙げられる。⁴⁴⁾氏照を地名の由井で表現するならば、氏照と由井の関係は緊密なものであり、大石氏を継承したことを含め、由井が氏照の本拠としてあったことを裏付けることになる。

滝山の語の初見を先に指摘したが、この点と【史料12】の「由井下知」とを関連させた時、永禄6年卯月（由井終見）⁴⁵⁾～永禄10年9月（滝山初見）の間に由井から滝山へ移転が行われたことが想定されることになる。

由井城から滝山城への本拠の移転を想定した場合、【史料2】の宝生寺の移転もさらに合理的に解釈できることになる。宝生寺は由井郷に所在したが、滝山城への移転に伴って、宝生寺も引かれたと考えることができる。

また八日市についても同様なことが指摘できる。土井義夫が指摘したように由井本郷に八日市が存在した。⁴⁶⁾

【史料13】 北条家朱印状⁽⁴⁷⁾

寺中棟別之事、指置畢、不可有相違者也、仍如件、

(1557)	弘治三年	(印文『禄寿応穩』)
	丁	十一月廿七日
	巳	

八日市場
西連寺

【史料14】 北条氏康書状⁴⁸⁾

大須賀信濃守其地へ被移付者、同刻可被打立候、^(江戸城)江城返無用候、^(埼玉県岩槻市)自岩付直滝山へ移、由井八日市へ可被打着候、八王子筋へ、甲衆出張由申候、彼地一切無人数候間、一段無心元候、一刻も早速可被急候、恐々謹言、

(永禄12年 1569)
五月八日

氏康（花押）

富永孫四郎殿

2つの史料はいずれも由井本郷内の八日市に関する史料であるが、【史料13】は既に先学に引用されており、滝山城に先行して八日市場が存在することを示すものである。【史料14】は「由井・八日市」と並列に解釈されることがあったが、文意や地理関係から由井の八日市と解釈することが妥当であろう。つまり、滝山城が機能している永禄12年（1569）にも存在していることがわかる。そのまま土井が指摘するように八王子城の町場につながる存在であろう。

しかし、八日市は滝山城下に字としても確認される。この地は隣接する字横山とともに滝山城下の町場の地であった。また字滝山の中には小字八幡宿・八幡宿前の地名が残っている。この八日市・横山・八幡は一体になって存続し、後の八王子城下、さらには現在に連なる八王子宿の基本的な構成となっている。滝山で構成された町場がそのまま継承されているのである。⁴⁹⁾基本的な町場の一つである八日市の地名が由井郷内に存在するとした時、滝山城下の創出に際して分割されて移転したことを想起せしめる。

このように由井からの滝山への連続面が指摘でき、滝山城下の形成に伴って由井からの移転が想定されるのである。

また氏照の復姓の問題にも注意を払っておきたい。明らかに「大石源三氏照（花押）」⁵⁰⁾と署名した氏照が北条に復姓する。その初見は（永禄11年）12月19日北条氏照書状の「平氏照（花押）」⁵¹⁾であろう。大石氏は源姓であるため、この平姓の使用は北条復姓を意味すると考えられるためである。この年代は滝山移転以後となる。すなわち、改姓の背景には滝山城移転が由井領における大石家の影響力を払拭させ、由井領を北条領国としての領に転換させたことの影響が考えられることになる。

結語

由井は甲斐国に通じる重要幹線「案下通」の武蔵国最西端にあたり、戦国期には政治的・経済的・軍事的に重要な位置にあった。少なくとも16世紀前半においては「八王子」の中心都市であった。そしてその由井を把握していたのが大石源左衛門道俊であった。同家の本拠は通説に言われていたように高月城から滝山城ではなく、由井（浄福寺）城であった。そして北条氏照は大石家を継承し、滝山城入城以前は由井（浄福寺）城を本城として、由井領の経営に当たっていた。⁵²⁾

天文23年（1554）の北条・武田・今川の三国同盟成立以前、北条氏にとっては甲斐対策は政治的課題であり、武・甲国境の要所である由井を本拠とする大石氏を把握することは極めて重要な意味を持ったことは間違いない。その具体的な手段として大石領の北条領国への併合があり、その延長線上に案下通を抑える大石家本城の由井（浄福寺）城を北条領国の「境目の城」として位置づけるという政策が存在したと考えられる。このように考えると、当初における大

石氏の由井（浄福寺）城築城は山内上杉家による対甲斐国政策が背景にあったのではなかろうかという八巻の指摘も十分に意味を持つ。

そして由井城が大石氏及び北条氏照の本城であった時期は永禄6年4月以降、同10年9月の間までで、その間に滝山城移転があり、その後同城は滝山城の支城の位置づけとなった。⁵³⁾

この滝山城への移転はおそらくは上杉謙信越山に対応したもので、由井領が対甲斐から対北関東に視点を向けざるを得なくなった状況と関連する。由井が武・甲国境の「境目の城」であったのに対し、滝山城は南北に貫通する領国の幹線道路の多摩川渡河点を抑えているという空間構成が如実に語っている。甲斐を意識する由井（浄福寺）城の地理的位置は政治的課題に照らして不適合となった。より北関東情勢に対応できる場が求められた。そこで滝山城が成立するのである。つまり、滝山城は北条氏照の領の本拠の城館であると同時に、北関東の政治情勢が背景あって成立した戦国大名北条氏の支城なのである。

最後に由井（浄福寺）城の空間構成について付言しておきたい。既に触れたごとく、由井（浄福寺）城は山城と東側山麓の城下がセットであったと考えられるが、その外縁部に由井八日市と宝生寺を位置づけていると把握しておきたい。由井八日市は前代以来の経済的な中心地であり、宝生寺は地域の宗教的な核である。この両者を空間に位置づけて由井は成立していたと考えたい。

この空間構成は、土井義夫が小島道裕の⁵⁴⁾説を引用して論じた八王子城の城下構成を考えた理論的枠組み⁵⁵⁾が、由井（浄福寺）城設定段階まで遡ることを示している。つまり、「八王子」での領主による町場把握は、八王子城への移転という16世紀の第4・四半期段階の問題ではなく、由井（浄福寺）城築城段階（16世紀前半）⁵⁶⁾の問題であったことになる。そして、滝山城への移転時に宝生寺や八日市の一部が移転していることを踏まえるならば、由井における領主と町場の力関係が徐々に領主側に傾斜していったと言い得るのではなかろうか。すなわち由井段階と滝山段階では、都市の内部構造の面でも差が存在するのである。

【註】

- 1) 戦国時代から近世初頭にいたるまで、当該地域の都市は、分析の対象としている由井も含め、滝山・八王子（元八王子）、そして近世の八王子宿と中心を移動させている。小稿ではこれらを総称する広域地名として「八王子」を使用する。
- 2) 「北条氏照の由井領支配の開始 ―滝山城の入城時期について―」（『歴史手帳』3-7 1975）
- 3) 「北条氏照による八王子城支配の確立」（『國學院大學大学院紀要』第8輯 1977）
- 4) 以下、上杉謙信に関しては煩雑なため、上杉謙信に統一する。
- 5) 「後北条氏の南武蔵進出をめぐる」（『戦国史研究』第6号 1983）。なお、同氏はその後の「武蔵野の武将と領国」（『武蔵野』第59巻第2号通巻300号 1981）において「氏照の滝山入城時期については判然としないものの、まず後北条氏による直接支配が軌道に乗った永禄初年以降のこととして間違いなからう。」としている。
- 6) 「大楽寺と八日市場―八王子城と市と町覚書(1)―」（『多摩のあゆみ』第40号 1985）、「大楽寺と八日市場 ―八王子城と市と町覚書(2)―」（『多摩のあゆみ』第60号 1990）、「地域史研究と中世城

- 館「一武蔵・八王子城を素材として」(石井進・萩原三雄編『中世の城と考古学』新人物往来社刊 1991)。
- 7) 「合戦史に現れた武蔵目代大石氏について」(『駒沢史学』第22号 1975)
- 8) 「武蔵守護代大石氏に関する2、3の考察 -信重・憲重を中心に-」(『史学研究集録』第14号 1989)
- 9) 「山内上杉氏の守護代大石氏再考 -『木曾大石氏系図』の史料批判-」(『多摩のあゆみ』第73号 1993)
- 10) 福生市史161
- 11) 福生市史162
- 12) 「熊野山沢泉院円福寺蔵大般若経写本奥書集」30(『多摩文化』第11号 1962)
- 13) 「後北条氏の南武蔵進出をめぐって」(『戦国史研究』第6号 1983)
- 14) 大日本地誌大系『新編武蔵風土記稿』(雄山閣刊)。以下、新編武蔵風土記稿からの引用は同書による。
- 15) 群馬県史2259
- 16) 戦国遺文662
- 17) あるいは「由井」の誤写であろうか。
- 18) 戦国遺文670
- 19) 都留市史115
- 20) 群馬県史2162
- 21) 都留市史120 同史料集は「永禄六年カ」とする。
- 22) 戦国遺文2416
- 23) 戦国遺文1272
- 24) 戦国遺文1277
- 25) 『新編武蔵風土記稿』卷之百四 多磨郡之十六 ○元八王子村 宗閑寺の項には、「武州由井城主大石左金吾日遠江守定久英巖居士道俊」の記載が見られ、明らかに「八王子城」と使い分けている。
- 26) 『武蔵銘記集』563
 大檀那大石源左衛門入道道俊并子息憲重、当別当権少僧都長尊、
 大永五年十二月十三日 小工清水宗八
 大工瀬沼左衛門允
 武州吉見岩殿山光明寺息障院長義大和尚附法受、同当寺千手山城福寺中興開基本願権少僧都長尊、
 東寺意教之御流也、為末世濁乱之世至興隆仏法也、仰願父母師匠一仏浄土之無疑者也、
 大永五年乙酉十二月十三日 金資長尊、
- 27) 後藤安孝「武州下原刀」(福生市郷土資料室特別展『武州下原刀展』図録 1998)
- 28) 新人物往来社刊 1979
- 29) 「八王子浄福寺城に関する新考察」(『多摩のあゆみ』第40号 1985)
- 30) 村田修三編『図説中世城郭事典』第1巻(新人物往来社刊 1987)のうち【東京都】松竹城の項。
- 31) 八巻は山城内部に居住空間がないことを軍事的目的のみとする根拠の1つとしているが、居住空間は必ずしも山城内部に求められなければならない必然性はなく、氏の指摘の根拠とはなり得ない。むしろ居住空間は後述する城下の内に存在したと考える方が一般的ではなかろうか。
- 32) 『東京都八王子市上宿遺跡』(八王子市上宿遺跡発掘調査団 1995)
- 33) 『小田原衆所領役帳 戦国遺文 後北条氏編別巻』157頁
- 34) 「相模国座間郷と大江姓長井氏 -「由井領」の成立をめぐって-」(『多摩のあゆみ』第43号 1986)
- 35) 「後北条氏の南武蔵進出をめぐって」(『戦国史研究』第6号 1983)
- 36) 福生市史153
- 37) 東村山市史338

- 38) 福生市史166
 39) 「由比源三郎と北条氏照」(『府中市史資料集』第5集 1964)
 40) 長文であるが、参考のために以下に掲げる。

天野肥後左衛門尉景茂法師法名觀景今者死去、女子尼是勝本名尊勝代泰知与兄次郎左衛門尉景広代盛直・同弟三郎左衛門尉顯茂代朝親等相論由比尼是心觀景始遺領遠江国大結・福沢両郷・避前村・武蔵国由比郷内田畠・在家源三郎作事、

右、就訴陳狀、欲有其沙汰之處、各和平畢、如朝親去月廿五日狀者、由比尼是心遺跡武蔵国由比本郷内源三郎屋敷顯茂知行分・遠江国避前村等中分事、右、就于是心養女尼是勝訴訟、番訴陳、雖遂問答、以和与之儀、源三郎屋敷除打越地定、炭釜一口内三分一并避前村等半分、巨細載目六畢、避与尼是勝者也、但避前村代官屋敷者、可為顯茂分、同村内中刃名代官屋敷者、可為是勝分、若彼屋敷交量避前屋敷之處、不足者、於不足分者、以顯茂分可入立之、又諏方社号大宮・毘沙門堂等者、可為顯茂分、八幡宮号西宮・十二所権現者、可為是勝分、次源三郎屋敷内社一所号二十四所宮、者、可為顯茂分、御堂是心墓所者、可為是勝分、然則、云顯茂分〇注文、云是勝分注文、為後証、兩方所令加判也、於自今以後者、任彼狀、相互無違乱可領知云々、如泰知同狀者、子細同前云々、如盛直同廿七日狀者、由比尼是心遺領武蔵国由比本郷内源三郎屋敷・田畠・在家并炭釜景広知行分、遠江国大結・福沢両村等中分事、右、就是心養女尼是勝訴訟、番訴陳、雖遂問答、以和与之儀、所去渡源三郎屋敷内田畠・在家景広知行分并大結・福沢半分於是勝也、但今無坪付以下委細目六之間、召上地下之注文、無後煩之様、来月中可書渡是勝方、次是心跡炭釜一口内六分云々可為是勝分云々、如泰知同狀者、子細同前、此上不及異儀、早任彼狀、可致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

文保元季六月七日

(北条高時)
 相模守平朝臣(花押)
 (金沢貞顯)
 武蔵守平朝臣(花押)

(『増訂鎌倉幕府裁許狀集上』二七二)

- 41) 管見では先述したとおり(永禄十一年)極月廿四日本庄繁長書状写(歴代古案)(戦国遺文4448)の宛所に「謹上由井源三殿」と見えるのみ。
 42) 『『油井領』の性格』(『戦国史研究』第16号 1988)
 43) 歴代古案に見られる「由井源三殿」の解釈も何らかの別の説明をする必要があると考える。本稿の立場としては地名との関連であると考えているが、現状では積極的な解釈を持ち得ていないため、判断を保留としたい。
 44) 戦国遺文2116
 45) 由井の語は、「由井領」などの語が存続し、江戸時代になっても『新編武蔵国風土記稿』などにも残るため、終見を設定しがたい。【史料11】「由井衆」も永禄9年6月の年次を持っており、都合がよいと考えられるが、「由井領」と関連し、単位として継続する個別名称の可能性があるため、終見としては除外した。
 46) 前掲注6)参照。
 47) 戦国遺文566
 48) 戦国遺文1218
 49) 『新編武蔵風土記稿』巻の百一 多磨郡之十三 ○八王子横山十五宿付滝山
 50) (永禄4年)3月3日北条氏照書状(戦国遺文670)
 51) 戦国遺文1127
 52) 加藤哲「後北条氏の南武蔵進出をめぐる」(『戦国史研究』第6号 1983)は、永禄5年(1562)以前は相模国当麻に本拠を定めていた可能性を指摘している。この点は今後の課題としておきたい。
 53) 従来、滝山城は大石家の本拠と考えられており、滝山城は新規築城であるかどうかという点があらためて重要な問題として残る。文献資料及び考古学的資料による裏付けを持たないが、現状の遺構

を観察すると、主郭周辺部が全体的な作りに比して、やや小さな作りの構造を呈している。この点を踏まえれば、当初の城館を氏照が改修した可能性は残る。

- 54) 「戦国期城下町の構造」(『日本史研究』257 1984)、「織豊期の都市法と都市遺構」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第8集 1985)、「戦国期城下町から織豊期城下町へ」(『年報都市史研究』1 1993) ほか。
- 55) 前掲注6) 参照。
- 56) 由井(浄福寺)城の築城年代は確定できないが、いくつかの史料が大永年間(1521～1528)の年次を示しており、この年代以前であると考えておきたい。

